

特250

24

蠶糸業の根本的更生策として
繭の政府管理を提唱す

鐘淵紡績株式會社蠶業課



始



特250
24

はしがき

曩に「論を政府の管理に移せ」なる小冊子を世上に發表して以來大方諸賢の御講讀を忝うし其精神に各方面より多大の御共鳴と御懇篤なる御高評御教示を賜はり、啓發せらるゝ所尠からず茲に版を重ねる事を得たのは私共の深く感謝するところである。本稿は更に推敲を重ね前稿の不備を補ひ主として養蠶家、製糸家並に蠶糸の視野よりして論の政府管理實施による利害得失を検討しその趣旨を一層普遍論叙述したものである。尙各種の統計表を巻尾に附して御参考に供する事とした。固より修練途上にある本稿には他日の訂正更改に待つ可きものが多々あると思ふが幸にして御叱正を得て其完成を見るに至らば私共の望外の仕合せである。

昭和九年二月二十日

編者 しるす

目次

一、養蠶家の立場から……………二
 繭代金は確實に入る……………二
 一、製糸家の立場から……………七
 繭代金は確實に入る……………七
 製糸業が純工業化される……………七
 一、政府の立場から……………二
 政府管理は多額の國費を要しない……………二
 一、販賣統制より生産原價の安定が先決である……………三
 一、蠶糸業を救ふの途は繭の政府管理あるのみ……………四
 一、繭管理法草案……………六
 一、繭管理特別會計法草案……………六
 一、諸統計表……………卷尾

蠶糸業の根本的更生策として
 繭の政府管理を提唱す

過去十數年間に亘る蠶糸界の不況は、その間多少の消長はあつたけれども、大勢は下落の一路を辿り、その前途は少なからず憂慮されて居る。殊に新興纖維人絹の生糸に對する重壓は、最近年を逐つてその度を加へ、今や我が蠶糸業は、その隆替を分つ可き岐路に立つに至つてゐる。かくて現在朝野各方面に於ては、之が更生策に就て、色々論議討究が行はれて居るが、蠶糸業對策が國策として何が故に重大であるか云へば、その背後には二百萬戸の養蠶家と、六十八萬町歩に垂んとする廣大な桑園を有する農村があり、又之に附隨して五千百餘の蠶種製造業者と、六萬五千餘（三百萬釜）の製糸工場並びに五十餘萬人の従業員があり、更らに其販賣の衝に當る幾多の間屋、輸出業者があるからである。

然し乍ら從來世上に發表せられた所謂、蠶糸對策なるもの、多くは、枝葉末節に
ごらはれて其根本にふれたものは少ない。茲に私共の提案した繭の政府管理法は、
一つの私案に過ぎないけれども、此の如き方法を斷乎として採用し、先づその禍根
を斷つのが根本的の問題であり、且焦眉の急ではあるまいか。以下各項に亘つて之
れが説明をなすが、順序として先づ養蠶家の立場から如何なる方策が最も望ましい
かを考へて見やう。

養蠶家の立場から

生糸の最も大なる脅威として、人絹が現はれて來た今日、數年前とは自ら事情も
異つて來たのであるから、養蠶家は昔の様に、繭を高く賣らうと云ふ考は止めなけ
ればならぬし、又事實かゝる繭の値段の法外なる高値を夢みる者はないと思ふ。そ
れよりも現在我國養蠶家が熱心に努力し希望して居る處は、如何にして養蠶經營の
合理化を計り、繭の生産原價を引下げるか云ふ事と、二つには斯くして出來た繭
を相當の値段にて賣渡し、一日も早くその代金を受取る云ふ事である。然るに今

日の實狀では、養蠶家が肥料を購入し、桑園の手入をなし、又蠶種の掃立をする際
に於ても、其後努力の結晶としてつくり出される繭が果して幾らに賣れるか、又其
賣つた繭に對して、代金が確實に手に入るか云ふ事が甚しく不安であり、懸念せ
られるのである。然らばこの不安を取除くにはどうすればよいだらうか。それには
繭の出廻期以前、少くとも蠶種の掃立以前に於て、今年の繭は何掛に賣れるか云
ふ事、又繭さへ出來れば確實に其引取先を見出し、且つ繭代金は確實に入る事にき
まつて居れば、之程安心な事はないのである。最近色々非難の聲はあるけれども、
大製糸家の所謂特約組合なるものが、燎原の火の如くに其の數を増加し、全國繭生
産高の四割迄は、この特約取引によつて、賣渡されて居ると云ふ事實は、取りも直
さず大製糸家が、比較的繭代金の支拂が確實安全であり、又其繭を必ず買つて呉れ
ると云ふ見極めがつくと云ふ特色がある爲めであつて、養蠶家心理の一斑を物語る
ものである。かく考へて視るならば、若しも繭の値段が蠶種掃立以前に於て既に極
つて居り、且つその買取先が、普通自己の利益と相反するものと見られて居る製糸

家ではなくして、政府であるとするならば、農家は如何に安心して養蠶に専念する事が出来るであらう。この場合は現状に於けるが如く、繭價が豫想以上に騰貴する楽しみはなくなるであらうが、反對に繭價暴落による不測の損失からは完全に逃れる事が出来る。而してこの事によつてのみ養蠶採算の基礎は確立され、養蠶業は其投機性を離れ、農業としての安定性を有する事となるのである。この養蠶家の悩みに適應させ、その希望を満さんとして考案したのが、こゝに提唱する所の繭の政府管理案である。

先づ養蠶家に關係のある主なる點のみを拾つて説明すれば、第一に掛目の公定と云ふ事である。即ち政府は官民有力者を以つて繭評議委員會を組織し、毎年各季の繭出廻期に先立つ事數箇月前に其委員會を開催し、委員會は生糸の需給關係、人絹相場、爲替相場、日米財界の事情其他糸價を決定する各種の要素に付き、充分なる研究をなして、次季の繭を何掛で買ふか云ふ事を發表する。全國の養蠶家はこの政府の發表を見て、自分が其掛目に合ふ範圍内で、引合ふ様施肥其他の用意をなし、

引合はぬと思へば養蠶を差控へ副業に力を入れる。勿論副業に力を入れること云つても、何時でもこの轉換が容易に出来るわけでもあるまいから、この點に就ては日頃養蠶と併行的に、各地方事情に適當した、有利なる副業を研究用意して置く事が必要と思ふ。而して實際問題としては採算不能のため、養繭を廢棄せねばならぬ事は先づ稀れであらうから、全國の農家は政府發表の公定掛目を目標として、桑園其他養蠶經營の合理化を自力に依つて行ふ事となるのである。然し乍ら、こゝで誰でもが懸念するであらう如く、この公定掛目の決定には相當の困難を伴ふ事は疑ひない。そこで實際上はこの掛目に相當の巾を持たせ、豫め最高、最低二様の掛目を發表し置き、出廻直前に至り、その許容範圍を出でざる限度に於て、改めて正式に掛目を決定するのである。

繭價が安定する

之を具體的に云ふならば、假りにこの許容範圍を標準糸價より、その一割を上下に加減したもので決定する事とすれば、標準糸價が六百五拾圓と評價された場合に

は、七百拾五圓（六百五拾圓の一割増）より換算せる（工費、購繭諸掛を百五拾圓と見る）三十五、三掛が最高掛目となり、五百八拾五圓（六百五拾圓の一割減）より換算せる二十七、二掛が最低掛目となりて發表されるのである。かくて出廻直前の糸價が、七百拾五圓以上になつた場合にも三十五、三掛で買ふ代りに、糸價が五百八拾五圓以下に下つた場合でも二十七、二掛には政府が買ふ事となるのである。要之養蠶家の立場から云へば最高、最低掛目以外には、繭の値段は浮動しないこと云ふ事になり、最悪の場合に於ても最低掛目を限度として、失望と違算から救はれる譯である。

繭代金は確實に入る

次に繭の引取及代金の支拂方法であるが、之は形式上現在と變りない。只最も重要なる事は、實質的に買上の主體が政府であるから、繭代金の不拂が絶対に起らないこと云ふ事と、繭價が政府發表の掛目に公定されること云ふ事である。更に之を分り易く言ふならば、養蠶家は豫め繭の値段をきめて、政府と特約を結ぶに外ならない

のである。最後に凡ての養蠶家は出荷組合に加入することとなる。之は蠶種掃立數量の統制及出荷上の便宜の爲め考へられた事であるが、繭價の安定維持を計る爲には、政府が或る程度迄繭の生産に對する統制力を持つ事が必要である。原蠶種の國家管理が行はれても、この點に就ては極めて間接的で、微力なものこと云はねばなるまい。即ち政府は毎年各出荷組合から豫定の蠶種掃立枚數を申告せしめ、之を適宜鹽梅して許可を與へる事とするのである。

製糸家の立場から

次は製糸家の立場から考へて見やう。

現在製糸家の最も惱んで居る事柄は、大別して春秋二回に一年中の繭を仕入れなければならぬ關係上、勢ひ多額の購繭資金を固定させる事であり、而も僅か年二回の仕入であるから、此原料の騰落に就て、大きな危険を負はねばならぬ事である。この爲めに製糸事業は著しく投機的なものとなり、その投機性が、他面製糸技術の改善と、眞面目なる經營を忽かにして、斯業の發達を阻害して來た事は明かな事實

である。この根本的悩みを取除く點について、繭の政府管理案の妙味に就き一應の説明をするならば、

八

繭資金が固定しない

先づ繭評議委員會にて、政府が各季毎の産繭に對し、公定掛目を發表する事は前述の通りである。かくて繭の出廻期になれば、乾繭組合、組合製糸、營業製糸等は現在と同様の方法により、政府の公定掛目を以つて繭の品質に應じて養蠶家より各自繭の買入をなす事とする。又上記諸團體は各府縣別に繭の取入量に應じ、地方金融機關から繭資金の短期借入をなし、以つて農家に繭代を支拂ふのである。政府が豫金部資金運用の途を開くならば、金利も安くすむし、一層有効便利であらう。かくて營業製糸其他が取入れた生繭は、自らの設備を以つて、乾繭を行ひ之を倉庫に貯藏する。貯藏された乾繭は、各府縣の上記諸團體から政府に對し、その買取りを請求する。政府は各府縣の官吏の手を通じて、豫め發表したる生繭の掛目に、繭に關する諸掛を大體評價して釜入掛目を出し、繭の品質に應じて、之等の乾繭を

買上げの形式をとり、其儘政府の勘定に移す。茲に全國に生産された一切の繭は、一應政府の管理統制下に置かれた事になる。

製糸業が純工業化される

次は政府が製糸業者に乾繭を賣渡す手續の問題である。政府は其當時の糸價を參考として、乾繭の賣却値段を發表し、此値段を以て製糸家の需めに應じ、毎月一回一定の數量を單位として拂下げをなす。此値段も前記繭評議委員會の協議により定めるのであるが、原則として三箇月据置するを可なりと思ふ。かくて當時の糸價に大體順應して、毎月一定の數量を限り、原料の拂下を受けるのであるから、製糸家は従來の如く糸價の騰貴、即手持原繭の値上りによつて、巨利を博するうまみはなくなるが、又同時に手持原繭の下落による危険からも解放される事になるのである。即ち生産費の引下げにさへ努力すれば、常に略々一定の利潤を收める事が出来るのであつて、こゝに始めて製糸業が工業的に經營される事となるのである。例言すれば、一般に製糸工費が百貳拾圓と評定せられた場合に、百貳拾圓の工費をかけ

九

て、標準格糸を挽いて居たのでは、損益ない事になるのであるが、高格糸の繰糸によつて格差をさる方法もあるし、又技術的研究、冗費の節約等によつて、工費の低減を計る餘地もある事であるから、之を百圓であげ得たものは貳拾圓の利益となり、八拾圓であげ得たものは、四拾圓の利潤を得る勘定となる。其結果技術的研究進歩は促進せられ、人絹對抗上最も肝要なる生産原價の引下げは容易となり、斯業永久の生命を保つ途が開けることとなるのである。

次に元來生糸は國際商品であるから、我國に米國市場を左右する力も方策のなき限り、糸價を絶體的に安定せしむる事は出来ない相談である。かるが故に吾々の望み得るところは、糸價の變動による農村並に、製糸業への悪影響を成る可く少くし様云ふ事丈けがその限度である。それには繭價が安定すれば、その目的を達し得るわけであるが、繭價が安定すれば、やがて糸價の安定を導く傾向のある事は疑ひない。かくて現在米國に於て人絹との對抗上、織物業者から非難苦情の的となつてゐる糸價の激騰、激落が防止される事となれば、織物業者の原價採算を容易ならし

める結果として生糸の需要を増進する事となるのである。

政府の立場から

扱て此方法による政府の損益勘定であるが、今豫め評定する標準糸價より換算せる生繭の買入掛目と、乾繭の賣却値段との間に、三割の差があつたとしても、其の一割は所謂許容範圍たる最高、最低掛目の中に入るものであるから、實際政府の損益となるのは二割であり、假りに繭價が春秋を通じて五圓とすれば、我國繭の年産額一億貫に對し壹億圓である。故に政府は繭管理特別會計に於て、貳億圓乃至參億圓の基金を用意すれば、この仕事を満足に行ふ事が出来る。しかも今後この制度の運用を充分慎重になすならば、十箇年を平均し、さして大なる犠牲なくして行はれ得ると思ふのである。

政府管理は多額の國費を要しない

試みに過去の實蹟を徴して見れば大正九年の糸價が四千參百圓から壹千百圓迄暴落したあの恐慌時代を除き、大正十年から昭和八年迄の過去十三年間に溯つて、標

準糸價は凡て當時の實際糸價をそのまま採用するを假定して、前記方法によつて私共の提唱する繭管理法の損益を計算して見るに、十三年間を通じて政府の損失は壹億四千四百六拾餘萬圓の勘定になるが乾繭の助成費と異り、根本的の繭價安定策として、この數字は決して本法の非實行性を物語るものではないのである。否上述の期間には金の再禁止等、日米爲替に幾多の大變動を起した所謂恐慌時代を含んで居るのであつて、この相當大巾の糸價の動きに堪えて、一箇年平均僅かに壹千萬圓餘の損失に止め得てゐる事は、之が實行の可能性を明かに立證してゐるものである。尙本法を行ふ結果として、購繭上の冗費を相當省き得る利點も見逃してはならない。

斯くすれば政府の蠶糸業に關係するの範圍は生繭の公定相場の發表と、乾繭の通りぬけ勘定だけに之を局限し、養蠶の合理的經營、繭質の改善、製糸技術の改良進歩等は一切民間の自由に一任し、繭價の決定を中心に自力更生的に蠶糸業の改良進歩、建直しをなさしめ得るのである。

販賣統制より生産原價の安定が先決である

現在政府に於て蠶糸業の更生策として考へられて居る事は、主として販賣方面に於ける統制であるが、之は恰かも大水が出たからと云つて、周章して川口に堤防を築かうと云ふのと同様であつて、本末を轉倒した行き方と云はねばならぬ。假りに百歩を譲つて販賣統制により、一時糸價の安定をなし得たりとしても、それが生産原價にまで遡らない以上は、恰も地上に立脚せざる空中に於けるあやつり人形の如き安定であつて、何等の根柢なく、永續性なきものと云はねばなるまい。従つて之を以つて根本的安全性を有する強大なる米國人絹に對抗することは出来ないものであつて且その永續し得ない事は明かである。米國に於て人絹の價格が安定せる理由は、關稅政策の保護と、人絹業者の統制ある價格協定に基づくものであるから、生糸も米國を最大の消費地とする現狀に於ては之に對抗せしめて其販路を維持し、又擴張せんとするためにもその生産原價を低減し、且之れを安定せしむる様對策を講ずるより外に途がない。

政府が繭の管理を行ひ、蠶種の掃立數量を制限し即ち生産數量に一定の制限を加へると同時に、其價格を公定するならば、生産原價も大體一定するが故に、經濟界の景氣の消長による糸價の變動は、何等統制を行はずして成り行きに任すとしても直接には養蠶家並に製糸家には何等惡影響はない。従つて繭の政府管理さへ行へば販賣の統制問題の如きは、其後の成行に徴して、徐ろに之れを考ふるも遅くはない生産の統制を行はずして、販賣統制の如きを喧しく論議するは、正に主客顛倒と申さねばならぬ。

蠶糸業を救ふの途は繭の政府管理あるのみ

蠶糸業を救ふの道は只繭の政府管理に依つて、繭價の合理的調節と其價格の安定を計るにあるのみである。此根本的對策に手を觸れず、徒らに過去の因縁情實の捕虜になり、因循姑息の切張政策を以て経過するならば、農村は遂に救はるゝ時なく社會不安は濃厚となるばかりであり、眞面目な企業家は聽て製糸業を見限るに至るであらう。元來經濟的機能は極めて微妙のものであるから、産業に役人が干與し、

其力を振ふことは好ましき事ではないが、我國蠶糸業の如く既に極度の行詰を來し打開の途がない場合に於て、右の如く最少限度に政府の力を借り、統制を加ふる事は己むを得ない事である。然らざれば蠶業界は破滅するであらう。蠶業の破滅が只單に一部資本家の損失で終り得るものならば、破滅倒産亦己むなしとして終るべきも、蠶業は一千萬農民の生活を保證し、幾十萬製糸従業員死活の大問題であつて、蠶業製糸は資本家の私業ではない。社會政策上捨てる事の出來ない國民的事業である。

此事業の安定を圖るに、國家が一大英斷を下すのは、今確かに其時期である。只茲に問題となるのは、繭の政府管理は養蠶、製糸界に蟠居する不純分子若くは不純なる企業家が、私利暴虐を施す餘地なき爲めに、反對するであらう事ではあるが、此問題の爲には一切の反對を、斷乎排撃して根本策を樹立すべきである。

茲に大方諸賢の御賛同を得て一日も速かに其實現せられん事を望む次第である。

◎ 繭管理法草案

第一章 總 則

- 第一條 本法ニ於テ繭トハ左ノモノヲ云フ
一、上 繭
- 第二條 政府ハ繭ノ市價及數量ヲ調節スル爲メ本法ニヨリ乾繭ノ買上及賣渡ヲナス
- 第三條 政府ハ本法ニヨリ利益ヲ收ムル事ヲ得ス
年度末決算ニ於テ剩餘金ヲ生シタル場合ハ繭管理特別會計法ノ定ムル處ニ依リテ之ヲ處分ス
- 第四條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ本法施行ノ爲メ必要ナル支出及補給ヲナス事ヲ得

第二章 養 蠶 者

- 第五條 本法ニ於テ養蠶者トハ自己ノ計算ニ依リ養蠶ヲ營ム者ヲ云フ
- 第六條 養蠶ハ何人ニテモ之ヲ營ミ又ハ之ヲ廢スル事ヲ得
- 第七條 養蠶者ハ出荷組合ニ屬スルモノトス
出荷組合ノ組織ハ出荷組合法ノ定ムル處ニ據ル(市町村單位)
- 第八條 養蠶者ハ出荷組合ニ生繭ヲ引渡シ又ハ引渡ノ契約ヲナシ政府所定ノ掛目ヲ基準トシタル繭代金若クハ其前渡金ノ交附ヲ受クル外生繭ヲ自由ニ販賣シ讓渡シ又ハ質入スル事ヲ得ス
- 第九條 出荷組合ハ豫メ政府ノ定メタル時期毎ニ其組合員ノ繭ニツキ左ノ事項ヲ政府ニ報告スルモノトス
- 一、蠶種掃立數量
 - 二、收繭豫想數量
 - 三、上簇豫想期日
 - 四、養蠶者力保留ヲ要スル種繭數量

五、受 理 者 名

六、送繭乾繭場名及所在地

七、其他政府ノ指定シタル事項

第十條

政府ハ出荷組合ヲ單位トシテ蠶種掃立數量ニ制限ヲ加フル事ヲ得

前項ニヨリ出荷組合ガ蠶種掃立數量ニ制限ヲ加ヘラレタル場合ハ其組合員ニ對シ同率迄ノ制限ヲナサシムル事ヲ得

第十一條

出荷組合ハ其組合員ノ收繭完了セシトキハ左ノ事項ヲ政府ニ報告スルモノトス

一、實 收 數 量

二、養蠶者ノ保留セル種繭數量

三、出 荷 數 量

四、受 理 者 名

五、送繭乾繭場名及所在地

六、出荷ニ要シタル費用

七、其他政府ノ指定シタル事項

第十二條

出荷組合ハ政府ノ命令ニ從ヒ收繭ヲ整理シ政府ノ指定スル受理者ノ乾繭場ヘ納入ノ責ニ任スルモノトス

前項ノ出荷ニ要スル經費ハ受理者ニ於テ代償スルモノトス

第十三條

出荷組合ハ出荷シタル繭ノ代金ヲ受理者ヨリ受取り豫メ定ムル處ニ據リ之ヲ養蠶者ニ交附スルモノトス

第十四條

出荷組合ハ養蠶者ノ請求アリタル場合ニハ出荷組合ノ責任ヲ以テ未タ試験挽糸量決定セサル繭ニ對シ受理者ヨリ繭代金見込ノ全部又ハ一部

ノ前渡ヲ受ケ之ヲ養蠶者ニ交附スルコトヲ得

第十五條

出荷組合ハ政府ノ命令又ハ許可ニ依ルニアラサレハ繭ヲ處分スル事ヲ得ス

第十六條

政府ハ出荷組合ニ對シ養蠶又ハ繭管理事務執行上必要ナル施設ヲナス

事ヲ命シ又ハ補助ヲナス事ヲ得

第三章 受 理 者

第十七條 本法ニ於テ受理者トハ製糸業者及倉庫業者ヲ云フ

第十八條 受理者ハ製糸業組合ニ屬スルモノトス

製糸業組合ノ組織ハ製糸業組合法ノ定ムル處ニ據ル(府縣單位)

第十九條 各府縣内ニ於ケル出荷組合ニ對シテハ同府縣製糸業組合ニ屬スル製糸業者ニ收納ノ優先權ヲ與フ

一府縣ニ於ケル産繭額カ同府縣製糸業組合ニ屬スル製糸業者ノ繭消化量ニ過剩シ又ハ不足スル場合ハ其ノ過不足數量ニ對シ政府ハ近距離ヨリ遠距離ノ順序ニ從ヒ收納順位ヲ定メテ他府縣製糸業者ノ收納ヲ許可シ又ハ收納先ヲ指定ス可シ

第二項ニヨリ尙過剩繭アル場合又ハ收納先未定ノ繭アル場合ハ政府ハ同府縣製糸業組合ニ屬スル受理者ニ對シ乾繭保管ヲ命スル事ヲ得

第二十條 受理者ハ自己ノ責任ニ於テ乾繭場到着後ノ繭ヲ乾燥處理ノ上倉庫ヘ納入ノ責メニ任スヘキモノトス

第二十一條 受理者ハ豫メ政府ノ定メタル時期毎ニ左ノ事項ヲ製糸業組合ヲ經テ政府ニ報告スルモノトス

一、名 稱、所在地

二、一ケ年消化豫定原繭量

三、收納出荷組合名及利用乾繭場名

四、收納豫定生繭數量

五、其他政府ノ指定シタル事項

第二十二條 受理者ハ收納終了シ繭代金ノ支拂完了セシトキハ左ノ事項ヲ製糸業組合ヲ經テ政府ニ報告スルモノトス

一、名 稱、所在地

二、ロット別出荷組合名、乾燥パーセント及乾繭數量並ニ糸量

三、繭代金及諸掛

四、其他政府ノ指定シタル事項

第二十三條

製糸業組合ハ政府ノ命令ニ從ヒ繭管理法施行上必要ナル會計事務ヲ處理スルモノトス

第二十四條

受理者ハ拂下ケテ受ケタル繭ノ外政府ノ命令又ハ許可ニ依ルニアラサレハ繭ヲ處分スルコトヲ得ス

拂下ケテ受ケタル繭ト雖モ計算ヲ異ニスル受理者ニ讓渡セントスル場合亦同シ

第二十五條

政府ハ製糸業組合ニ對シ繭管理事務執行上必要ナル施設ヲナス事ヲ命シ又ハ補助ヲナス事ヲ得

第四章 收 納

第二十六條

政府ハ出荷組合ノ種繭トシテ保留シタルモノヲ除キ出荷組合ヲシテ繭ヲ納入セシム

但シ政府ハ命令ヲ以テ出荷組合ノ保留スル種繭ノ數量ニ制限ヲ加フル事ヲ得

第二十七條

受理者ハ出荷組合ヨリ收納セル繭ニ對シ繭代金ヲ代償スルモノトス
受理者ハ繭ヲ未タ收納セサルモ將來納入確實ナルモノニ對シテハ出荷組合ノ請求ニヨリ繭代金見込額ノ全部又ハ一部ヲ代償スル事ヲ得

第二十八條

受理者カ收納繭ニ對シテ支拂フ繭代金ハ收納セル繭ヲ府縣檢定所ニ於テ試験挽シコノ糸量ニ政府所定ノ掛目ヲ乘シテ決定ス
出荷組合ハ前項ノ決定ニ不服ナルトキ又ハ養蠶者ヨリ請求アリタルトキハ其繭ニ就キ再試験ヲ求ムル事ヲ得
但シ第一項ノ決定後十日ヲ過キタルトキハ此限りニアラス
再試験申立者ノ主張ニ係ル繭ノ糸量ト再試験糸量トノ差カ第一項ノ糸量ト再試験糸量トノ差ヨリ大ナルトキハ再試験ニ關スル費用ハ申立者ノ負擔トス

試験挽及再試験挽ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ定ム

第二十九條

受理者ニ於テ代償ノ上收納セル繭ハ乾燥處理後入庫完了スルト同時ニ國庫勘定ニ移管ス

第三十條

第十一條第二項ノ出荷ニ要スル經費及第十九條乾燥納入ニ要スル經費定ノ評價ニヨリ政府之ヲ補償ス

前項運送方法、作業方法ニ就テハ政府ハ命令ヲ以テ指定スル事ヲ得

第三十一條

政府ハ豫メ時ヲ定メ春、夏秋及晩秋三期ニ最高、最低掛目ヲ決定ノ上公示ス

政府ハ前項各期毎ニ出廻直前ニ至リ當時ノ糸價ヲ參酌シテ最高、最低掛目ヲ出テサル範圍内ニ於テ買入掛目ヲ決定ノ上公示ス

前項買入掛目ノ決定基準左ノ如シ

(イ) 出廻直前一箇月間ノ平均糸價ヨリ換算セル掛目ガ最高掛目以上

トナル場合ハ最高掛目ヲ適用ス

トナル場合ハ最低掛目ヲ適用ス

トナル場合ハ最低掛目ヲ適用ス

(ロ) 出廻直前一箇月間ノ平均糸價ヨリ換算セル掛目ガ最低掛目以下トナル場合ハ最低掛目ヲ適用ス

(ハ) 出廻直前一箇月間ノ平均糸價ヨリ換算セル掛目ガ最高最低掛目

ノ中間トナル場合ハ原則トシテ出廻直前ノ糸價ヨリ換算セル掛目

ヲ適用ス

ヲ適用ス

ヲ適用ス

第五章 販

賣

第三十二條

乾繭ハ政府以外之ヲ販賣スル事ヲ得ス

但シ政府ノ命令又ハ許可ニ依ル場合ハコノ限りニ非ズ

第三十三條

政府ハ春、夏秋、晩秋繭別ニ三ヶ月毎ニ販賣價格ヲ決定シ毎月一定ノ

數量ヲ限り拂下ケテナス

第三十四條

受理者ニ於テ代償セル繭代金ト政府販賣價格トノ差額ハ國庫計算トシ

政府ハ受理者ニ對シ之ヲ拂戻シ或ハ徴收ス

第六章 繭評議委員會

第三十五條

政府ハ繭評議委員會ヲ設ク、繭評議委員會ノ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニヨリ左ノ各項ノ者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

二六

- 一、繭管理ニ關係アル各廳官吏
- 二、貴族院議員及衆議院議員
- 三、養蠶者ノ利害ヲ代表スルニ足ル者
- 四、製糸業者ノ利害ヲ代表スルニ足ル者
- 五、蠶糸業ニ就テ學識經驗アル者

第三十六條

政府ハ左ノ事項ニ就テハ繭評議委員會ノ決議ヲ經テ定ム

- 一、最高最低掛目
- 二、買入標準掛目
- 三、販賣價格
- 四、其他本法施行ニ必要ナル命令

第三十七條

政府ハ繭管理ニ關スル事項ヲ繭評議委員會ニ諮問スル事ヲ得

第三十八條

繭評議委員會ハ繭管理ニ關スル事項ヲ調査シ又ハ政府ニ建議スル事ヲ得

第三十九條

繭評議委員會ハ養蠶者又ハ受理者ノ文書ヲ以テシタル訴願ヲ審議スル事ヲ得

◎ 蘭管理特別會計法草案

- 第一條 蘭管理ノ爲メニ要スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト區分シ特別ノ會計ヲ立テシム
- 第二條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲ス事ヲ得
- 第三條 蘭管理ノ爲メニスル補償準備金ハ一年內ニ償還スベキ證券ヲ以テ其ノ額面金額ニヨリ之ヲ交附ス
前項ノ證券ハ無記名證券トス
第一項ノ規定ニ依リ交附スル爲メ政府ハ證券ヲ發行スル事ヲ得
- 第四條 日本銀行ハ前條ノ證券ノ所持人ノ請求ニ依リ政府ノ定ムル歩合ヲ以テ其ノ證券ノ割引ヲ爲スヘシ
- 第五條 第三條ノ規定ニ依リ發行スル證券ノ借換ノ爲メ政府ハ借入ヲ爲シ又ハ一

- 年內ニ償還スベキ證券ヲ發行スル事ヲ得、其ノ借換ニ付亦同シ
- 第六條 本會計ノ負擔ニ屬スル證券及借入金ノ額ハ通シテ參億圓トス
- 第七條 本會計ノ負擔ニ屬スル證券及借入金ノ償還金及利息並證券ノ發行及償還ニ關スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度國債整理基金特別會計ニ之ヲ繰入スヘシ
- 第八條 本會計ハ借入金、蘭受理者ニ於テ代償セル蘭代金額ト政府販賣價格トノ差益ヲ以テ歳入トシ諸掛補償金、蘭受理者ニ於テ代償セル蘭代金額ト政府販賣價格トノ差損、諸補助金、證券及借入金ノ償還金及利息其他諸經費ヲ以テ歳出トス
- 第九條 本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ大藏省預金部ニ之ヲ預入ルヘシ
- 第十條 本會計ノ決算上剩餘アルトキハ翌年度ノ歳入ニ之ヲ繰入ルヘシ
本會計ノ毎年度豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越使用スル事ヲ得

第十一條 政府ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝

國議會ニ之ヲ提出スヘシ

第十二條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ定ム

最近十三年間蘭專賣ヲ實行セルモノトシテノ政府ノ收支計算

鐘淵紡績株式會社蠶業課

年次	季別	買上		販賣		差引	差引損益	最高掛目 最低掛目ノ 差	最高 掛目	最低掛目 最低掛目ノ 差	低 掛目	出廻 前ノ 係	同 上 掛目	備考
		金額	掛目	金額	掛目									
大正10年	春	213,467,960	69.4	260,780,150	84.8	+	15.4	1,714	82.4	1,402	62.9	1,507	69.4	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	57,805,050 131,737,450 403,010,460	76.8 72.4 72.4	65,505,180 158,713,140 483,053,440	87.2 87.2 87.2	+	10.4 14.8 +	1,665 1,804	79.3 88.9	1,363 1,476	60.4 67.5	1,625 1,555	76.8 72.4	
大正11年	春	314,111,701	91.7	373,347,850	110.4	+	18.7	2,186	112.3	1,788	87.4	1,837	91.7	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	60,555,310 154,155,040 52,822,050	97.3 103.3 103.3	69,830,180 167,484,830 615,682,830	112.2 112.2 112.2	+	14.9 8.9 +	1,947 2,277	97.3 117.9	1,593 1,863	75.2 92.1	2,107 2,043	76.8 103.3	
大正12年	春	471,830,850	123.5	412,016,350	107.8	-	15.7	2,360	123.5	1,930	96.6	2,420	111.8	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	76,035,200 188,575,210 736,461,260	111.8 111.8 111.8	72,408,710 179,545,830 663,970,890	106.5 106.5 106.5	-	5.3 5.3 -	2,654 2,390	141.9 125.4	2,172 1,956	118.8 98.3	2,090 2,172	111.8	
大正13年	春	338,639,600	94.4	338,340,000	94.2	-	0.1	2,310	121.2	1,890	94.4	1,845	92.4	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	60,998,960 170,884,530 390,573,090	81.6 85.6 85.6	86,522,520 200,885,610 645,748,130	100.6 100.6 100.6	+	19.0 15.6 +	2,059 1,749	105.0 85.6	1,685 1,431	81.6 65.8	1,595 1,898	92.4	
大正14年	春	393,159,220	93.4	419,928,120	99.2	+	5.8	2,316	122.1	1,894	95.7	1,857	92.4	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	106,363,120 266,934,080 767,456,420	101.4 108.4 108.4	102,279,840 242,522,240 764,730,200	93.5 98.5 98.5	-	2.9 9.9 -	2,060 2,187	128.8 114.0	1,686 1,789	82.7 89.1	1,958 2,098	101.4 108.4	
大正15年	春	410,534,080	94.1	326,150,880	74.8	-	19.3	2,176	114.3	1,780	89.6	1,852	94.1	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	84,065,650 192,392,200 686,991,930	80.7 79.3 79.3	75,070,000 174,902,000 576,122,970	72.1 72.1 72.1	-	8.6 7.2 -	1,732 1,840	86.6 93.3	1,417 1,506	66.9 94.1	1,638 1,615	80.7 79.3	
昭和2年	春	323,117,760	70.4	294,297,960	64.1	-	6.3	1,604	79.7	1,312	61.3	1,458	70.4	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	63,433,840 152,633,200 544,189,800	66.5 63.3 63.3	64,408,320 150,811,760 509,488,040	62.6 62.6 62.6	-	3.9 0.7 -	1,581 1,576	78.1 77.4	1,293 1,284	60.1 59.6	1,395 1,343	66.5 63.3	
昭和3年	春	321,794,520	65.8	316,079,590	64.6	-	1.2	1,413	69.3	1,157	53.1	1,360	65.8	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	61,188,550 138,846,890 541,829,760	59.6 63.1 63.1	67,629,450 166,102,330 549,811,370	65.9 65.9 65.9	+	6.3 2.8 +	1,487 1,403	73.8 63.5	1,217 1,147	56.9 52.5	1,261 1,316	59.6 63.1	
昭和4年	春	348,426,760	68.3	306,904,400	60.1	-	8.2	1,499	76.0	1,227	59.0	1,376	68.3	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	80,228,310 200,858,420 629,513,690	63.7 65.6 65.6	73,987,070 179,922,130 560,813,600	58.7 58.7 58.7	-	5.0 7.0 -	1,544 1,445	78.8 72.6	1,264 1,183	61.3 56.3	1,308 1,333	63.7 65.6	
昭和5年	春	294,096,390	50.6	153,375,570	26.4	-	24.2	1,308	65.5	1,070	50.6	1,048	50.6	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	55,062,200 82,246,580 431,405,170	45.7 27.9 27.9	29,332,200 71,740,630 254,448,400	24.3 24.3 24.3	-	21.4 3.6 -	1,211 864	59.4 37.8	991 706	45.7 27.9	713 653	50.6	
昭和6年	春	131,947,440	23.3	136,763,040	24.1	+	0.8	674	30.9	552	23.3	539	23.3	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	31,527,680 65,876,240 229,351,660	25.9 24.1 24.1	30,167,060 67,735,650 224,665,750	24.8 24.8 24.8	+	1.1 0.7 +	663 587	30.2 25.4	543 481	22.7 18.8	599 566	25.9 24.1	
昭和7年	春	109,268,160	21.6	186,772,320	36.8	+	15.2	606	28.5	496	21.6	475	21.6	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	26,744,580 63,963,200 199,975,940	22.4 22.4 22.4	50,847,720 121,723,200 359,343,240	42.6 42.6 42.6	+	20.2 20.2 +	564 509	25.7 22.4	462 417	19.5 16.7	509 921	22.4	
昭和8年	春	221,452,400	42.3	292,288,810	38.6	-	3.7	1,010	53.8	826	42.3	987	42.3	※印ハ採用掛目ナリ
	夏 秋 計	59,601,940 164,332,800 443,387,140	41.9 46.4 46.4	47,994,040 120,292,450 370,485,300	33.9 33.9 33.9	-	8.0 12.5 -	821 1,091	41.9 68.2	671 892	32.6 46.4	975 848	42.3	
差引累計							144,619,210							

1. 買入掛目トシテハ最高最低ニテノ掛目ヲ發表ス

最高掛目ハ掛目決定當時ノ系價(A表参照)ニ其一割ヲ増シタルモノ
最低掛目ハ掛目決定當時ノ系價(A表参照)ニ其一割ヲ減シタルモノ

(イ) 出廻直前ノ系價(B表参照)ガ最高掛目以上ニ昂騰セル場合ハ最高掛目ヲ適用シ
最低掛目以下ニ低落セル場合ハ最低掛目ヲ適用ス

(ロ) 組合ハ當時ノ系價ヲ採用シテ掛目ヲ算出スル
組合ハ當時ノ系價ヲ採用シテ掛目ヲ算出スル
夏秋及秋秋ハ夫々購出超前三ヶ月ニ定ム

昭和十三年三月二十日(購出超前五ヶ月)

本邦農村ニ於ケル養蠶家ノ地位ニ關スル調査表

項目 年次	本籍人口	本籍戸數	農總戸數	養戸數	農戸對養戸%	耕地反別	桑園反	耕地對桑園%
大正元年	52,522,758	9,522,669	5,438,051	1,500,408	28.00	5,797,074.0	453,626.6	7.90
同 2年	53,362,682	9,591,181	5,443,719	1,500,280	28.00	5,793,807.9	451,860.6	7.80
同 3年	54,142,441	9,693,926	5,456,231	1,499,016	27.00	5,815,695.0	450,299.3	7.70
同 4年	54,935,755	9,833,972	5,451,189	1,473,460	31.00	5,859,169.8	453,802.0	7.70
同 5年	55,637,431	9,965,249	5,457,793	1,765,937	32.00	5,896,476.1	465,520.2	7.90
同 6年	56,335,971	10,116,042	5,466,361	1,860,004	34.00	5,952,875.3	485,735.5	8.20
同 7年	56,667,711	10,234,966	5,476,784	1,910,769	35.00	6,027,097.7	508,993.4	8.50
同 8年	57,233,906	10,442,193	5,481,187	1,942,252	35.00	6,071,888.5	522,520.8	8.60
同 9年	57,918,671	10,557,513	5,484,563	1,894,843	35.00	6,084,276.4	534,410.9	8.80
同 10年	58,697,136	10,682,861	5,455,681	1,802,543	33.00	6,097,926.0	535,099.7	8.80
同 11年	59,480,232	10,817,745	5,433,409	1,785,079	34.00	6,090,394.4	512,835.3	8.40
同 12年	60,257,931	10,472,595	5,440,020	1,862,063	34.00	6,039,022.0	529,190.3	8.80
同 13年	61,031,954	10,680,938	5,532,429	1,890,166	33.00	6,065,164.9	537,397.8	8.90
同 14年	62,044,649	11,292,362	5,548,599	1,948,706	33.00	6,067,015.0	549,307.4	9.10
昭和元年	63,073,146	11,410,098	5,555,157	2,061,587	37.00	6,080,052.0	571,706.7	9.40
同 2年	64,004,721	11,561,731	5,561,608	2,103,508	38.00	6,080,155.4	594,707.4	9.80
同 3年	64,989,736	11,800,896	5,575,881	2,163,265	39.00	6,085,603.7	609,091.0	10.00
同 4年	65,891,399	11,977,626	5,575,583	2,216,440	40.00	5,897,434.3	625,673.9	10.61
同 5年	66,892,183	12,165,737	5,599,670	2,216,027	39.60	5,915,993.6	714,175.9	12.10
同 6年	67,837,577	12,160,263	5,633,800	2,119,817	37.60	5,953,812.9	682,773.9	11.50
同 7年	68,896,014	12,346,956	5,632,554	2,064,639	36.70	5,992,084.8	652,514.2	10.90

製糸用糸車台数調査表ノ續

項目	反桑	區區	桑園面積(上)	高毛	糸出率(半生)	糸出率		糸出率		對前年高毛%
						生糸	生糸	對出來高%	對前年高毛%	
大正元年	453,626.9	4	36,110,800	3,425,626.9	3,425,626.9	2,736,410	80.00	689,280	20.00	
同 2年	451,860.9	4	37,593,900	3,457,860.9	3,457,860.9	3,236,580	92.80	251,380	7.20	
同 3年	450,209.3	4	36,079,900	3,509,780	3,509,780	2,743,800	78.20	765,980	21.80	
同 4年	458,802.0	4	38,455,600	3,756,920	3,756,920	2,850,260	75.90	906,660	24.10	
同 5年	465,520.2	4	47,750,800	4,175,370	4,175,370	3,478,720	83.30	696,650	16.70	
同 6年	485,735.5	4	54,186,700	4,885,550	4,885,550	4,132,640	84.60	752,910	15.40	
同 7年	508,993.4	5	58,583,500	5,328,590	5,328,590	3,895,100	73.10	1,433,490	26.90	
同 8年	522,520.8	5	62,067,900	5,731,950	5,731,950	4,579,880	79.90	1,152,070	20.10	
同 9年	534,410.9	5	54,336,000	5,390,460	5,390,460	2,795,000	51.90	2,595,460	48.10	
同 10年	535,099.7	5	54,557,000	5,707,740	5,707,740	4,192,480	73.50	1,515,260	26.50	
同 11年	512,835.5	5	53,138,000	5,922,320	5,922,320	5,507,070	93.00	415,250	7.00	
同 12年	529,190.5	5	59,991,000	6,241,740	6,241,740	5,812,480	93.10	429,260	6.90	
同 13年	537,387.8	5	63,918,000	7,029,750	7,029,750	5,961,020	84.80	1,068,730	15.20	
同 14年	549,307.4	5	73,546,000	7,682,540	7,682,540	7,015,180	91.20	677,360	8.80	
昭和元年	571,708.7	5	74,943,000	8,539,300	8,539,300	7,087,650	83.10	1,442,650	16.90	
同 2年	609,091.0	5	80,979,000	9,259,700	9,259,700	8,348,370	90.20	911,330	9.80	
同 3年	625,673.9	5	88,477,000	9,929,420	9,929,420	8,788,090	88.50	1,141,330	11.50	
同 4年	641,175.9	5	93,501,000	10,469,260	10,469,260	9,295,200	88.90	1,174,060	11.20	
同 5年	682,773.9	5	86,040,000	10,988,650	10,988,650	7,637,150	71.50	3,002,850	28.20	
同 6年	652,514.2	5	79,038,000	10,784,840	10,784,840	8,969,250	82.00	1,965,420	18.00	
同 7年						8,776,660	81.40	2,008,180	18.60	

全國製糸戸數並簽數調査表

年	次	器械製糸		塵線製糸		玉糸製糸		合計	
		戸數	簽數	戸數	簽數	戸數	簽數	戸數	簽數
大正元年	1912年	4,634	不詳	299,094	不詳	41,651	不詳	346,279	不詳
同 2年	1913年	4,701	不詳	284,860	不詳	43,983	不詳	333,663	不詳
同 3年	1914年	4,324	不詳	256,105	不詳	43,297	不詳	303,626	不詳
同 4年	1915年	4,309	205,888	247,445	833,697	36,455	55,836	288,209	595,121
同 5年	1916年	4,194	224,669	239,304	328,384	41,092	62,722	284,500	615,675
同 6年	1917年	4,409	262,864	230,756	300,708	44,572	67,591	269,736	631,163
同 7年	1918年	4,639	275,760	206,267	281,977	44,844	69,003	255,750	626,740
同 8年	1919年	4,311	277,427	190,698	757,875	44,144	74,726	239,122	410,032
同 9年	1920年	4,471	283,147	190,785	248,974	51,863	83,673	247,119	619,894
同 10年	1921年	5,067	287,387	179,460	201,626	53,901	83,673	239,828	592,586
同 11年	1922年	3,735	283,184	153,888	190,275	50,114	75,958	203,738	549,517
同 12年	1923年	3,748	277,697	150,287	185,004	49,650	77,258	207,672	540,195
同 13年	1924年	3,674	271,141	142,724	210,476	51,097	77,577	197,603	559,194
同 14年	1925年	3,643	275,528	133,108	184,887	48,886	76,147	185,631	535,262
昭和元年	1926年	3,768	285,525	73,575	104,623	14,404	37,024	91,751	427,174
同 2年	1927年	3,787	297,679	66,811	92,874	13,171	35,042	83,469	425,595
同 3年	1928年	3,509	315,540	62,088	85,363	10,492	31,832	76,090	435,735
同 4年	1929年	3,719	326,976	56,149	79,094	9,539	31,668	69,407	437,738
同 5年	1930年	3,759	323,707	57,764	80,019	9,295	29,911	70,728	433,637
同 6年	1931年	3,687	319,148	53,760	71,925	8,533	27,029	66,400	418,402
同 7年	1932年	3,356	277,800	49,454	64,803	7,651	22,814	60,461	365,417

年次	輸出總額 對輸出總額 之比率	輸出總額	輸入總額	輸出總額 對輸入總額 之比率
大正元年	28.2	526,982	150,321	350.6
同 2年	29.5	682,460	188,917	361.8
同 3年	16.3	591,101	161,797	366.0
同 4年	21.5	708,307	152,031	465.6
同 5年	23.7	1,127,468	267,037	422.2
同 6年	22.2	1,603,000	355,150	451.3
同 7年	18.1	1,662,101	370,337	448.9
同 8年	29.7	2,098,872	624,615	336.1
同 9年	19.3	1,948,399	382,717	509.2
同 10年	33.3	1,252,838	417,124	300.3
同 11年	40.3	1,637,452	670,048	244.4
同 12年	39.1	1,447,751	566,165	255.7
同 13年	37.5	1,807,035	685,366	263.6
同 14年	28.2	2,305,580	879,657	262.1
昭和元年	35.5	2,044,728	734,052	278.5
同 2年	37.3	1,992,317	742,264	268.4
同 3年	37.2	1,971,953	733,476	268.8
同 4年	36.5	2,148,619	784,150	274.1
同 5年	28.3	1,469,852	491,107	299.3
同 6年	31.0	1,146,981	355,394	322.8
同 7年	27.5	1,409,991	382,276	368.9
同 8年	21.0	1,861,646	390,901	476.3

年次	輸入總額 對輸入總額 之比率	輸入總額	輸出總額 對輸入總額 之比率
大正元年	100.0	150,321	100.0
同 2年	114.3	188,917	125.7
同 3年	110.8	161,797	107.7
同 4年	90.5	152,031	100.5
同 5年	132.0	267,037	177.5
同 6年	180.3	355,150	236.4
同 7年	206.3	370,337	246.3
同 8年	235.6	624,615	415.6
同 9年	157.1	382,717	254.6
同 10年	172.4	417,124	277.4
同 11年	255.4	670,048	445.8
同 12年	257.4	566,165	376.6
同 13年	202.2	685,366	456.0
同 14年	263.1	879,657	584.8
昭和元年	205.7	734,052	488.3
同 2年	148.5	742,264	493.8
同 3年	159.6	733,476	487.8
同 4年	173.3	784,150	521.5
同 5年	76.4	491,107	326.6
同 6年	74.0	355,394	236.8
同 7年	86.9	382,276	254.7
同 8年	11.7	390,901	259.9

昭和八年度之輸入總額及輸出總額

昭和八年度之輸入總額及輸出總額

生糸及人絹世界產額

年次	生糸			人絹		
	世界產額 千担	日本 千担	其他 千担	世界產額 千担	日本 千担	米國 千担
大正元年	83,720	29,547	55,173	22,000	—	—
同 2年	87,083	31,175	55,908	26,700	—	—
同 3年	75,556	31,299	44,257	30,100	—	—
同 4年	78,630	33,699	44,931	33,300	—	—
同 5年	85,527	37,665	47,860	33,300	—	4,744
同 6年	82,548	44,313	38,235	34,400	—	6,687
同 7年	89,333	43,296	41,037	35,800	100	5,828
同 8年	102,027	52,998	49,029	44,500	140	8,000
同 9年	85,137	48,615	36,522	50,000	200	8,000
同 10年	93,272	51,996	41,282	65,000	150	15,000
同 11年	103,068	53,314	49,754	79,738	250	23,158
同 12年	104,541	56,300	48,241	97,000	800	35,400
同 13年	116,037	63,143	52,944	141,414	2,000	40,500
同 14年	123,912	69,036	56,876	185,484	2,800	52,700
同 15年	131,556	71,086	60,479	219,080	5,000	65,048
昭和元年	139,517	82,336	57,181	238,744	10,500	75,523
同 2年	148,618	88,202	60,416	347,940	16,500	97,700
同 3年	155,409	94,103	61,306	434,400	27,000	123,130
同 4年	150,680	94,709	55,971	414,800	36,000	119,000
同 5年	127,230	97,387	29,923	467,500	47,000	144,000
同 6年	129,840	95,576	34,270	515,380	64,000	121,000
同 7年	131,000	96,800	34,200	625,470	89,530	172,110

人絹、Textile world による
生糸世界產額、佛國里昂組合調查による
生糸日本產額、眞林會靈糸商統計による
昭和八年年度推定による

米國生糸及人絹使用量年次累加表

年次	生糸 (噸)			人絹 (噸)		
	生糸 (噸)	比率	人絹 (噸)	比率	生糸 (噸)	比率
大正元年	29,585	100	2,700	106	—	—
同 2年	34,198	115	3,871	143	—	—
同 3年	30,786	104	5,368	199	—	—
同 4年	37,127	126	6,830	253	—	—
同 5年	40,871	135	5,581	207	—	—
同 6年	43,429	147	7,239	268	—	—
同 7年	48,720	165	9,149	338	—	—
同 8年	55,521	187	11,430	423	—	—
同 9年	52,332	177	18,607	691	—	—
同 10年	58,466	198	26,494	981	—	—
同 11年	61,954	209	39,237	1,455	—	—
同 12年	60,603	205	39,432	1,460	—	—
同 13年	76,795	259	59,001	2,185	—	—
同 14年	77,666	262	73,037	2,705	—	—
同 15年	86,344	292	90,836	3,364	—	—
昭和元年	88,268	298	112,243	4,157	—	—
同 2年	98,016	331	139,033	5,149	—	—
同 3年	81,994	277	136,986	5,074	—	—
同 4年	89,446	302	146,430	5,423	—	—
同 5年	77,595	262	131,165	4,855	—	—

備考 生糸、輸入生糸及輸入高
東洋經濟新報調查による

昭和九年二月二十五日印刷 【非賣品】
 昭和九年二月二十五日發行
 發行所 三木印刷商店
 發行所 三木印刷商店
 發行所 三木印刷商店
 發行所 三木印刷商店

米國ニ於ケル生糸並人絹價格變動年次表

年次	生糸市價		人絹市價		生糸對市價率	日本物價指數	米國物價指數
	單價	比率	單價	比率			
大正元年	3.48	100.0	1.70	100.0	48.9	—	—
同 2年	3.70	106.3	1.85	108.8	50.0	99.3	100.0
同 3年	3.71	106.6	2.00	117.7	53.9	94.0	97.2
同 4年	3.44	98.8	2.35	138.2	68.3	105.6	109.2
同 5年	4.85	139.4	3.20	188.2	66.0	134.9	131.6
同 6年	5.67	162.9	3.75	220.6	66.1	167.7	174.6
同 7年	6.33	181.9	4.15	244.1	65.6	215.6	204.3
同 8年	8.80	252.9	4.70	276.5	53.4	238.2	205.4
同 9年	8.82	253.5	5.09	299.4	57.7	256.4	198.4
同 10年	6.04	173.6	2.56	150.6	42.4	199.5	123.0
同 11年	7.33	210.6	2.65	155.9	36.2	197.5	134.4
同 12年	7.69	221.0	2.65	155.9	34.5	195.4	146.0
同 13年	6.13	176.2	1.80	105.9	29.4	212.0	141.1
同 14年	6.46	185.6	1.79	105.3	27.7	215.7	152.8
昭和元年	6.12	175.9	1.58	92.9	25.8	192.9	141.1
同 2年	5.27	151.4	1.29	75.9	24.5	181.3	140.2
同 3年	5.18	148.9	1.30	76.5	25.1	176.3	144.3
同 4年	5.04	144.8	1.06	70.0	20.8	171.6	137.8
同 5年	3.59	103.2	1.05	70.0	29.3	141.7	114.4
同 6年	2.63	75.6	0.75	44.1	28.5	121.6	98.8
同 7年	1.74	50.0	0.66	38.8	37.9	134.4	77.3
同 8年	1.73	49.7	0.65	38.2	37.6	—	—

備考 生糸單價ハ絹青市場現物日本 人絹單價ハ300D A精晒和元年以降ハゴイス
 産生糸14中1對度價格ヲ示ス コース糸 150D標準モノ1對度價格ヲ示ス
 大正二年一月ヲ 大正二年一月ヲ
 100トス 100トス
 昭和九年二月二十五日印刷 【非賣品】

終

